

条、第一百七十七条、第一百八十四条、第二百一十三条

員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名

の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十五

簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審

条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の三の規定による郵便投票証明書の交付申請書又は郵便投票証明書は、公職選挙法施行規則第十条の三の規定による様式に準じて作成し、又は調製しなければならない。同条第二項

查録及び解職請求署名収集証明書は、第九条第一項の別記様式の例によるものとする。

2 広域連合の議会の議員、長及び地方自治法施行令第二百六十六条に規定する職員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名

の規定は、郵便投票証明書の交付を申請する場合

簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審

合に準用する。

第六条の二 地方自治法施行令第六十六条、第二百一十四条、第二百一十七条、第二百八十四条、第二百三十五条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の四の規定による様式に準じて作成しなければならない。

第六条の三 地方自治法施行令第六十六条、第二百一十四条、第二百一十七条、第二百八十四条、第二百三十三

査録及び解職請求署名収集証明書は、第九條第二項の別記様式の例によるものとする。

第十二條の二 広域連合の規約変更要請請求書、規約変更要請請求代表者証明書、規約変更要請請求署名簿、規約変更要請請求署名収集委任状、規約変更要請請求署名審査録及び規約変更要請請求署名収集証明書は、第九條第二項の別記様式の例によるものとする。

第十二條の二 地方自治法第二百三十三條第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令

条の五第一項、第二百十四条の四及び第二百十

に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

五十九条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。

第六条の四 地方自治法施行令第六百六条、第一百四十四条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第五項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の五の三の規定による様式に準じて作成しなければならない。

關する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十二条の二の三 地方自治法第百三十八条の二第一項の総務省令で定める電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第百三十八條の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下この条、第一項の電子計算機をいう。）

第六條の五 地方自治法施行令第一百六條、第一百十

条の二の六までにおいて同じ。六、当該義会

四條、第二百十七條、第二百八十四條、第二百三
 條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百
 五條の四において準用する公職選挙法施行令第
 五十九條の五の四第七項の規定による投票用封
 筒は、公職選挙法施行規則第十條の五の四の規
 定による様式に準じて調製しなければならない

等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備へたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

い。

第十二条の二の四 地方自治法第百三十八条の二

第七條 地方自治法施行令第六條、第一百十四條、第一百十七條、第二百十三條の五第一項、第二百十四條の四及び第二百十五條の四において準用する公職選挙法施行令第六十九條及び第八十二條の規定による開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、公職選挙法施行規則第十一條の規定による様式に準じて作成しなければならない。

る方法により、議会等に対して通知を行う者として、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知

を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第十二条の二の五 地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第十二条の二の六 議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第十二条の二の七 地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出

第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならない。

第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八

条の二第二項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。

第十二条の二の十 地方自治法第百五十条第四項の規定による報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十二条の二の十一 地方自治法第百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

2 地方自治法第百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

二 次に掲げるいずれかの事項

イ クレジットカードの番号及び有効期限その他の当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の十二 地方自治法第百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3 前二項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第二項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。

第十二条の二の十三 指定納付受託者（地方自治法第百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）は、同法第百三十一条の二の二（第一号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四 地方自治法第百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

2 地方自治法第百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長の定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六 指定納付受託者は、地方自治法第百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

第十二条の二の十七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八 普通地方公共団体の長は、地方自治法第百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の二の十九 地方自治法第百四十三条の二の四第二項（同法第百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第百三十一条の二第二項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二の二十 地方自治法第百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二の二十一 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第二項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条から第十二条の四までにおいて「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、

二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 第十二条の三** 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。
- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
 - 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
 - 四 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 第十三条** 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産等の目標
 - 二 新商品等の内容
 - 三 新商品の生産等の実施時期

- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 六 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。
- 七 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施してない」と認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 八 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。
- 九 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。
- 十 **第十二条の四** 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 十一 **第十二条の四の二** 地方自治法第二百三十四條第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。
- 十二 **第十二条の五** 地方自治法施行令第六十八條の七第一項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。
 - 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券
 - 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券

- 十三 **公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券**
- 十四 **第十三条** 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

（基準給与年額の算定方法）

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

 - 一 地方自治法第二百四十三條の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三十三條の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四十四條第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三條の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあっては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）
 - 二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下この号において「期末手当等の額」という。）を一會計計年度当たりの額に換算して得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあっては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額）
- 十五 **普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあっては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）**

- 十六 **養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額**
- 十七 **前項の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。**
- 十八 **普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とする。**
- 十九 **地方自治法施行令第七十三條の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方公務員の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。**
 - 一 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額
 - 二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額
 - 三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。）の額に十二を乗じて得た額
- 二十 **前項の俸給又は手当の額には、当該地方公務員がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。**
- 二十一 **普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方公務員の基準給与年額とする。**
- 二十二 **第十四条** 予算の調製の様式は、別記のとおりとする。
- 二十三 **第十五条** 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。
- 二十四 **歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。**

第十五条の二 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の三 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の四 繰越明許費繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の五 事故繰越し繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。ただし、継続費に係る地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しにあつては、第十五条の三の継続費繰越計算書の様式によるものとする。

第十六条 決算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十六条の二 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査の様式は、別記のとおりとする。

第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

第十七条の二 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第一号に規定する総務省令で定める職は、会計検査院において会計検査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計検査に関する行政事務を担当する専門的な職とする。

第十七条の三 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第三号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる監査に関する行政事務を担当する職とする。

一 都道府県 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する監査に関する行政事務を担当する専門的な職

二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。） 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の四 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第五号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる会計事務を担当する職とする。

一 都道府県 会計事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計事務を担当する専門的な職

二 指定都市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の五 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる予算の調製に関する事務を担当する職とする。

一 都道府県 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する予算の調製に関する事務を担当する専門的な職

二 指定都市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の六 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める組織は、地方自治法第五十八条の規定により設けられた予算の査定に関する事務を分掌させるための組織とする。

第十七条の七 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十三に規定する総務省令で定める事項は、監査の事務を補助させようとする者の履歴に関する事項とする。

第十七条の八 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 地方自治法第二百五十二条の三十六第四項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）

二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

三 その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

第十七条の九 普通地方公共団体及び特別区の地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の三十第二項に規定する事務の請求に係る個別外部監査請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書」という。）並びに普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求代表者証明書で同項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百六条の五において準用する同令第一百七十四条の四十九の三十第二項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 普通地方公共団体と地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

第十七条の十一 前条の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、前条中「地方自治法施行令第七十四條の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四條の四十九の三十八第一項において準用する同令第七十四條の四十九の三十三第一項」と、

「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の三十九第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

ない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

第十七条の十二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四條の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四條の四十九の三十三第一項」と、

「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の三十九第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十三 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四條の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」と、

「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十四 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書で同令第七十四條の四十九の四十一第一項の規定により当該請求書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十五 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは、「地方自治法施行令第七十四条の四十九の四十二第二項において準用する同令第七百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

五 合併しようとする各認可地縁団体の規約六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二十項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十二第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 清算人の氏名及び住所
- ヘ 清算事由
- ト 解散年月日
- チ 清算終了の場合
- イ 名称
- ロ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 清算人の氏名及び住所
- ヘ 清算終了年月日
- 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつた事項のうち変更があつた事項及び告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用い

る電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したことが又は合併をしてもその債権者を害すおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後の認可地縁団体の名称
合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
合併後の認可地縁団体の区域
合併後の認可地縁団体の主たる事務所
合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日

十一 合併前の各認可地縁団体の名称

十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができ者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の第三項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七條の二の規定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。

第二十三條 この省令中市に関する規定は特別区に関する規定、市長に関する規定は特別区の区長に関する規定とみなす。

第二十三條の二 第十七條の十の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第二百九十二條の三十九第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた同法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十五條第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、第十七條の十中「地方自治法施行令第七十四條の四十七の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十六條の五」と、同法第二百九十二條の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百九十一條の六」と読み替えるものとする。

附 則

第一条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第二条 東京都制施行規則、道府県制施行規則、市制町村制施行規則、明治三十五年内務省令第三号（道府県職員服務規律）、明治四十四年内務省令第十四号（市制第八十二條第一項の市の指定の件）、明治四十四年内務省令第十六号（市町村職員服務規律）及び昭和十八年内務省令第五十一号（東京都職員服務規律）は、これを廃止する。

第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）

、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

一 工期の二分の一を経過していること。

二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

（令和三年度から令和八年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）

第四条 令和三年度から令和八年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表 都道府県の欄中

4 地方特例			
交付金	1 地方特例	1 地方特例	1 地方特例
と	あ	る	の
は			

1 この府令は、公布の日から施行する。 と する。 附 則（昭和二五年五月一日総理府令第一四号）抄	4 地方特例交付金 1 地方特例交付金 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1 地方特例交付金 1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	9 地方特例交付金 1 地方特例交付金 1 地方特例交付金	と、同表市町村の欄中 9 地方特例交付金 1 地方特例交付金 1 地方特例交付金
1 この府令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和二五年五月一日総理府令第一四号）抄	1 この府令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和二七年八月一九日総理府令第五八号）抄 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。 附 則（昭和二七年九月一日総理府令第六四号）抄 この府令は、公布の日から施行する。但し、第二条の改正規定は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から適用する。 附 則（昭和三一年二月六日総理府令第八九号）抄 この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公共団体歳入歳出予算様式に関する部分は、昭和三十一年度分から適用し、繰越計算書様式及び地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分は、昭和三十一年度分から適用する。 附 則（昭和三七七年九月二九日自治省令第二二一号）抄 この省令は、昭和三十三年十月一日から施行する。 附 則（昭和三八八年九月四日自治省令第二六号）抄 この省令中予算に関する改正規定は昭和三十三年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和三十三年の予算及び決算から適用する。 附 則（昭和三八八年二月二七日自治省令第三五号）抄 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四〇年五月一〇日自治省令第一五号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四一年二月一五自治省令第二二号）抄 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四一年五月三〇日自治省令第二二一号）抄	1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四一年七月五日自治省令第一四号）抄 （施行期日） 1 この省令中地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十号）による改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第四十三条第一項の昭和四十年の赤字企業及び新法第四十九条第一項の赤字の企業の財政の再建に関する改正規定は公布の日から、予算に関する改正規定は昭和四十一年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。 5 前項の規定による改正後の地方自治法施行規則第十五条の五の規定及び別記継続費繰越計算書様式は、昭和四十二年の予算及び決算から適用する。 附 則（昭和四一年八月二七日自治省令第一九号）抄 この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。 附 則（昭和四三年一月一日自治省令第三一〇号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四四年四月二四日自治省令第一〇号）抄 1 この省令は、昭和四十四年五月一日から施行する。 2 この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、なお従前の例による。 附 則（昭和四四年二月五日自治省令第三二二号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四六年一月二三日自治省令第一〇号）抄 （施行期日） 1 この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。 附 則（昭和四六年七月五日自治省令第一三三号）抄 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四六年九月八日自治省令第一八号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四七年九月三〇日自治省令第二六号）抄	1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四八年六月三〇日自治省令第一七号）抄 （施行期日） 1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。 附 則（昭和四九年三月三〇日自治省令第九号）抄 （施行期日） 1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。 附 則（昭和四九年一月一〇月一七日自治省令第三七号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五〇年二月六日自治省令第一号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の地方自治法施行規則別記予算に関する説明書様式中給与費明細書に関する部分は、昭和五十年の予算から適用する。ただし、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。 附 則（昭和五〇年九月二〇日自治省令第一六号）抄 この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。 附 則（昭和五一年三月三十一日自治省令第八号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五一年八月一七日自治省令第二五号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五四年三月三十一日自治省令第八号）抄 （施行期日） 1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は同年四月十六日から、軽油引取税に関する改正規定は同年六月一日から、附則第十三条の次に一条を加える改正規定は昭和五十五年四月一日から施行する。 附 則（昭和五四年三月三十一日自治省令第九号）抄

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日総務省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年七月三〇日総務省令第一一一号）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月八日総務省令第一三二号）

この省令は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百四十四号）の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。

附則（平成一七年四月一三日総務省令第七五号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

附則（平成一七年一二月二八日総務省令第一六九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附則（平成一八年一二月二二日総務省令第一三九号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行規則第十二条の二の二の改正規定及び同令第十二条の四の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

（出納長及び収入役に関する経過措置）
第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規

定により出納長又は収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条第一項の規定、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1並びに第二条の規定による改正前の地方税法施行規則第四号様式及び第四号の二様式は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十二条第一項、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の1の備考1中「助役」とあるのは、「副市町村長」とする。

附則（平成一九年一月三二日総務省令第四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成十九年度から平成二十一年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）
第二条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度においては、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中

と、同表市町村の欄中

4	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金

と、同表市町村の欄中

4	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金
2	特別交付 金
1	特別交付 金
1	特別交付 金

と、同表市町村の欄中

8	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金

と、同表市町村の欄中

8	地方特 例交付金
1	地方特 例交付金
2	特別交付 金
1	特別交付 金
1	特別交付 金

とする。

附則（平成一九年二月二三日総務省令第四号）抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法の規定及び附則第四十二項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二三日総務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日総務省令第五四号）抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月一四日総務省令第二号）

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月一八日総務省令第八六号）抄

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二二日総務省令第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一二月六日総務省令第一八号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十二條、別記歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）、別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出様式（第二十条関係）、別記台帳様式（第二十一条関係）及び別記申請書様式（第二十二条関係）の改正規定並びに附則第二条の規定は、平成二十二年二月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の日の前日までに、この省令による改正前の地方自治法施行規則（以下、「旧規則」という。）の規定に基づく申請、届出その他の手続及び旧規則別記台帳様式（第二十一条関係）により調製されている台帳については、この省令による改正後の地方自治法施行規則中の相当する規定に基づくものとみなす。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第三九号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日総務省令第五四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の日以降において、平成二十一年度及び平成二十二年年度の予算に関して議会

第三七号)
この省令は、平成三十二年四月一日から施行

五条の二関係）給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日総務省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日総務省令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 平成二十八年地方税法等改正法附則第三十六條第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法第二百三十三條第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度の前年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五條第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもつて算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。

附 則（平成三十一年三月二十九日総務省令第四〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、令和元年度分の森林環境譲与税から適用する。

附 則（令和元年五月三十一日総務省令第一一号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月五日総務省令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月二一日総務省令第四一号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元年二月一三日総務省令第六四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年三月二七日総務省令第一四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日総務省令第一七号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日総務省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月一八日総務省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日総務省令第三一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一月二九日総務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日総務省令第二五号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日総務省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条（地方自治法施行規則附則第四条の改正規定を除く。）及び附則第十条の規定

令和四年一月四日

三及び四 略

五 第一条中地方税法施行規則附則第三十條第二項第二号の改正規定、同条第四項第一号の改正規定（「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。）、同項を同条第八項とする改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに第四条中地方自治法施行規則附則第四条の改正規定並びに附則第六條第四項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附 則（令和三年八月二五日総務省令第八一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年八月三〇日総務省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月三十一日総務省令第九一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年十一月二十六日から施行する。ただし、電磁的方法に関する改正規定は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

律による改正前の地方自治法第二百六十條の二第一項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の地方自治法施行規則第二十二條の二の二第二号の書類は、この省令による改正前の地方自治法施行規則第十八條第四号に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。

附 則（令和四年六月一〇日総務省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に締結された契約に係る地方自治法施行規則附則第三條第二項に規定する経費についての同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年八月一二日総務省令第五四号）

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日総務省令第八二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年三月一〇日総務省令第一二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和五年三月三十一日総務省令第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月一九日総務省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 地方自治法施行規則の一部を改正する省令
（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日か
らこの省令の施行の日の前日までの間に締結さ
れた契約に係る第一条の規定による改正前の地
方自治法施行規則附則第三条第二項に規定す
る経費については、第一条の規定による改正後
の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規
定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和六年二月九日総務省令第一〇号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(別記)
投票用紙様式の一 (第一条関係)

① 姓名	② 性別	③ 年齢
④ 住所	⑤ 電話番号	⑥ Eメール
⑦ 職業	⑧ 学歴	⑨ 専攻
⑩ 入会理由	⑪ 入会希望の理由	⑫ 入会希望の理由
⑬ 入会希望の理由	⑭ 入会希望の理由	⑮ 入会希望の理由
⑯ 入会希望の理由	⑰ 入会希望の理由	⑱ 入会希望の理由
⑲ 入会希望の理由	⑳ 入会希望の理由	㉑ 入会希望の理由
㉒ 入会希望の理由	㉓ 入会希望の理由	㉔ 入会希望の理由
㉕ 入会希望の理由	㉖ 入会希望の理由	㉗ 入会希望の理由
㉘ 入会希望の理由	㉙ 入会希望の理由	㉚ 入会希望の理由
㉛ 入会希望の理由	㉜ 入会希望の理由	㉝ 入会希望の理由
㉞ 入会希望の理由	㉟ 入会希望の理由	㊱ 入会希望の理由
㊲ 入会希望の理由	㊳ 入会希望の理由	㊴ 入会希望の理由
㊵ 入会希望の理由	㊶ 入会希望の理由	㊷ 入会希望の理由
㊸ 入会希望の理由	㊹ 入会希望の理由	㊺ 入会希望の理由

を過剰することなきが、實質的の効果を期しなければならぬ。

三 投票用紙に押すべき市町村の選挙管理委員会の印は、従前選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県、市町村の印と市町村の選挙管理委員会が捺すものは市区町村の印とを区別してこれに代へて用ゐる。

四 地方自治法第十一條の規定により、選挙の組織を規定する法律は、この形式及び組織の事項を別表の金庫の項の規定に準じて之に適合し調整せらるべし。

五 地方自治法第六百六十五條の項において選挙する公職は、従前選挙法第六條の項に規定する公職の第二條に準じて之に適合し調整せらるべし。

六 選挙法第六條の項に規定する公職に用ゐる投票用紙は、従前選挙法第六條の項に規定する公職に用ゐる投票用紙の第二條に準じて之に適合し調整せらるべし。

[illegible]

業	
業	建設(建設業)(8)(1)(業)に 関する建設(建設業)業種 であるものを別列で記載する 建設(建設業)(1)(業)に 関する建設(建設業)業種 であるものを別列で記載する
業	建設(建設業)業種 であるものを別列で記載する 建設(建設業)業種 であるものを別列で記載する
業	

問		答	
○正解：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	

備考
一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六條の二第二項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

[illegible]

問	答	問	答
① 二つの数に、一方が他方の何倍であるかを問う問題が出たとき、その二つの数の和が与えられている場合には、その二つの数の差が与えられている場合には、その二つの数の積が与えられている場合には、その二つの数の商が与えられている場合には、その二つの数の和、差、積、商のいずれかを求めよ。	① 二つの数に、一方が他方の何倍であるかを問う問題が出たとき、その二つの数の和が与えられている場合には、その二つの数の差が与えられている場合には、その二つの数の積が与えられている場合には、その二つの数の商が与えられている場合には、その二つの数の和、差、積、商のいずれかを求めよ。	② 二つの数に、一方が他方の何倍であるかを問う問題が出たとき、その二つの数の和が与えられている場合には、その二つの数の差が与えられている場合には、その二つの数の積が与えられている場合には、その二つの数の商が与えられている場合には、その二つの数の和、差、積、商のいずれかを求めよ。	② 二つの数に、一方が他方の何倍であるかを問う問題が出たとき、その二つの数の和が与えられている場合には、その二つの数の差が与えられている場合には、その二つの数の積が与えられている場合には、その二つの数の商が与えられている場合には、その二つの数の和、差、積、商のいずれかを求めよ。

（改廃）請求書様式（第九條關係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定

（改廃）請求書様式（第九條關係）

何広域連合条例制定（改廃） 請求書様式（第九條關係）

（改廃）請求書様式（第九條關係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定

（改廃）請求書様式（第九條關係）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）
請求署名審査記録様式
（第九条関係）

（改廃） 請求署名収集集証明書様式（第九条関係）

市（町（村））条例制定
明書様式（第九条関係）

「報告書様式（第十二条の二の十関係）」

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収入に算入される区分の区分(第15条第6項)	
区	別
都道府県庁所在地、市庁所在地	1 年度間固定 2 標準的変動
ただし、輸入下留の区分を地方消費税とするもの及び他の区分を標準的変動とするものについては、算入額一対一とする。	
地方消費税課税金 地方消費税 利子配当金 配当金 地方で取得した譲渡所得金 地方消費税交付金 地方消費税戻付金 地方特例交付金 地方交付税 交通費に非対称特別交付金 繰入金 繰入金 繰入金 その他収入科目	目と同一とする。 繰出金の区分等に於いて、普通地方公共団体の税が定まる際の区分となる。

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

第12号 議員の職名及び所属党派		職名	
年齢	性別	氏名	所属党派
1	男	佐々木 隆	無所属
2	男	伊藤 隆雄	無所属
3	男	伊藤 隆雄	無所属
4	男	伊藤 隆雄	無所属
5	男	伊藤 隆雄	無所属
6	男	伊藤 隆雄	無所属
7	男	伊藤 隆雄	無所属
8	男	伊藤 隆雄	無所属
9	男	伊藤 隆雄	無所属
10	男	伊藤 隆雄	無所属
11	男	伊藤 隆雄	無所属
12	男	伊藤 隆雄	無所属
13	男	伊藤 隆雄	無所属
14	男	伊藤 隆雄	無所属
15	男	伊藤 隆雄	無所属
16	男	伊藤 隆雄	無所属
17	男	伊藤 隆雄	無所属
18	男	伊藤 隆雄	無所属
19	男	伊藤 隆雄	無所属
20	男	伊藤 隆雄	無所属
21	男	伊藤 隆雄	無所属
22	男	伊藤 隆雄	無所属
23	男	伊藤 隆雄	無所属
24	男	伊藤 隆雄	無所属
25	男	伊藤 隆雄	無所属
26	男	伊藤 隆雄	無所属
27	男	伊藤 隆雄	無所属
28	男	伊藤 隆雄	無所属
29	男	伊藤 隆雄	無所属
30	男	伊藤 隆雄	無所属
31	男	伊藤 隆雄	無所属
32	男	伊藤 隆雄	無所属
33	男	伊藤 隆雄	無所属
34	男	伊藤 隆雄	無所属
35	男	伊藤 隆雄	無所属
36	男	伊藤 隆雄	無所属
37	男	伊藤 隆雄	無所属
38	男	伊藤 隆雄	無所属
39	男	伊藤 隆雄	無所属
40	男	伊藤 隆雄	無所属
41	男	伊藤 隆雄	無所属
42	男	伊藤 隆雄	無所属
43	男	伊藤 隆雄	無所属
44	男	伊藤 隆雄	無所属
45	男	伊藤 隆雄	無所属
46	男	伊藤 隆雄	無所属
47	男	伊藤 隆雄	無所属
48	男	伊藤 隆雄	無所属
49	男	伊藤 隆雄	無所属
50	男	伊藤 隆雄	無所属
51	男	伊藤 隆雄	無所属
52	男	伊藤 隆雄	無所属
53	男	伊藤 隆雄	無所属
54	男	伊藤 隆雄	無所属
55	男	伊藤 隆雄	無所属
56	男	伊藤 隆雄	無所属
57	男	伊藤 隆雄	無所属
58	男	伊藤 隆雄	無所属
59	男	伊藤 隆雄	無所属
60	男	伊藤 隆雄	無所属
61	男	伊藤 隆雄	無所属
62	男	伊藤 隆雄	無所属
63	男	伊藤 隆雄	無所属
64	男	伊藤 隆雄	無所属
65	男	伊藤 隆雄	無所属
66	男	伊藤 隆雄	無所属
67	男	伊藤 隆雄	無所属
68	男	伊藤 隆雄	無所属
69	男	伊藤 隆雄	無所属
70	男	伊藤 隆雄	無所属
71	男	伊藤 隆雄	無所属
72	男	伊藤 隆雄	無所属
73	男	伊藤 隆雄	無所属
74	男	伊藤 隆雄	無所属
75	男	伊藤 隆雄	無所属
76	男	伊藤 隆雄	無所属
77	男	伊藤 隆雄	無所属
78	男	伊藤 隆雄	無所属
79	男	伊藤 隆雄	無所属
80	男	伊藤 隆雄	無所属
81	男	伊藤 隆雄	無所属
82	男	伊藤 隆雄	無所属
83	男	伊藤 隆雄	無所属
84	男	伊藤 隆雄	無所属
85	男	伊藤 隆雄	無所属
86	男	伊藤 隆雄	無所属
87	男	伊藤 隆雄	無所属
88	男	伊藤 隆雄	無所属
89	男	伊藤 隆雄	無所属
90	男	伊藤 隆雄	無所属
91	男	伊藤 隆雄	無所属
92	男	伊藤 隆雄	無所属
93	男	伊藤 隆雄	無所属
94	男	伊藤 隆雄	無所属
95	男	伊藤 隆雄	無所属
96	男	伊藤 隆雄	無所属
97	男	伊藤 隆雄	無所属
98	男	伊藤 隆雄	無所属
99	男	伊藤 隆雄	無所属
100	男	伊藤 隆雄	無所属

7	工 料	費 用、費率等の増減及び反復自動的
8	其 他	
9	其 他	本 費
10	其 他	本 費
11	其 他	本 費
12	其 他	本 費
13	其 他	本 費
14	其 他	本 費
15	其 他	本 費
16	其 他	本 費
17	其 他	本 費
18	其 他	本 費
19	其 他	本 費
20	其 他	本 費
21	其 他	本 費
22	其 他	本 費
23	其 他	本 費
24	其 他	本 費
25	其 他	本 費
26	其 他	本 費
27	其 他	本 費
28	其 他	本 費
29	其 他	本 費
30	其 他	本 費
31	其 他	本 費
32	其 他	本 費
33	其 他	本 費
34	其 他	本 費
35	其 他	本 費
36	其 他	本 費
37	其 他	本 費
38	其 他	本 費
39	其 他	本 費
40	其 他	本 費
41	其 他	本 費
42	其 他	本 費
43	其 他	本 費
44	其 他	本 費
45	其 他	本 費
46	其 他	本 費
47	其 他	本 費
48	其 他	本 費
49	其 他	本 費
50	其 他	本 費
51	其 他	本 費
52	其 他	本 費
53	其 他	本 費
54	其 他	本 費
55	其 他	本 費
56	其 他	本 費
57	其 他	本 費
58	其 他	本 費
59	其 他	本 費
60	其 他	本 費
61	其 他	本 費
62	其 他	本 費
63	其 他	本 費
64	其 他	本 費
65	其 他	本 費
66	其 他	本 費
67	其 他	本 費
68	其 他	本 費
69	其 他	本 費
70	其 他	本 費
71	其 他	本 費
72	其 他	本 費
73	其 他	本 費
74	其 他	本 費
75	其 他	本 費
76	其 他	本 費
77	其 他	本 費
78	其 他	本 費
79	其 他	本 費
80	其 他	本 費
81	其 他	本 費
82	其 他	本 費
83	其 他	本 費
84	其 他	本 費
85	其 他	本 費
86	其 他	本 費
87	其 他	本 費
88	其 他	本 費
89	其 他	本 費
90	其 他	本 費
91	其 他	本 費
92	其 他	本 費
93	其 他	本 費
94	其 他	本 費
95	其 他	本 費
96	其 他	本 費
97	其 他	本 費
98	其 他	本 費
99	其 他	本 費
100	其 他	本 費

貸 借 対 照 表		損 益 計 算 書	
20 貸 付 金	貸 出 金	増 益 金	増 益 金
21 雑損、雑費及び賠償金	雑 損 金	欠損雑損及び障上支出金	
	損 失 金		
22 償還金、利息及び割引料	償 還 金	地方債の元金償還金、税金収入等の還付金	
	小引手取金償還金		
	利 子 及 び 割 込 金	地方債及び一掃体入金の利息並びに割引料等行する地方債の割引料	
23 投資及び出資金	運 付 加 算 金		
		債券及び株式の取得に要する経費並びに公債買戻金の定款に係る払戻金等	
24 積 立 金			
25 寄 附 金			
26 公 債 金			
27 繰 出 金			他会社への繰出し

備考 1 節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。

2 節の最初の番号は、これを変更することができないこと。

3 歳出予算を配分するときは、事項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行うことができること。

予算に関する説明書様式(第十五条の二関係)

1 総括 (歳入)					歳入歳出予算事項別明細書			
款		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較				
1 何	々	千円	千円					
2 何	々							
歳 入 合 計								

1 総括 (歳出)					本年度予算額の財源内訳			
款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		国(都道府県)支出金	地方債	その他	一般財源
1 何	々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 何	々							
歳 出 合 計								

備考 1 前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

2 歳入 (財) 何々 (注) 何々					部				説明
目	本 年 度	前 年 度	比 較		区分	金額			
1 何	々	千円	千円	千円	何	々	千円		
2 何	々				何	々			
計					何	々			

備考 1 前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。
2 説明欄には、収入見込額の算出基礎、税(料)率その他参考となる事項を記載することができること。
3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

3 歳出 (財) 何々 (注) 何々					本年度の財源内訳				説明
目	本 年 度	前 年 度	比 較		国(都道府県)支出金	地方債	その他	一般財源	
1 何	々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	何	々
2 何	々							何	々
計								何	々

備考 1 前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。

2 説明欄には、予算を計上した目の内訳その他参考となる事項を記載することができること。
3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

1 特別職 給与費明細書											
区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 計	合 計	備 考	
		額	給 料	期末手当 〔千円〕 年間支給 率(月分)	地域手当 〔千円〕	寒冷地手 当 〔千円〕	その他の 手当 〔千円〕				
本年度	長 等										
	議 員										
	その他の特 別職										
	計										
前年度	長 等										
	議 員										
	その他の特 別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特 別職										
	計										

備考 1 長等とは知事(市町村長)及び副知事(副市町村長)をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
2 この表は、報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2 一般職 (1) 総括											
区分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考	
		額	給 料	期末手当 〔千円〕	地域手当 〔千円〕	寒冷地手 当 〔千円〕	その他の 手当 〔千円〕				
本 年 度	()										
前 年 度	()										
比 較	()										

職員手当の 内訳	区 分	本 年 度	前 年 度	比 較	区 分	本 年 度	前 年 度	比 較	区 分	本 年 度	前 年 度	比 較
	基本手当				基本手当				基本手当			
	住宅手当				住宅手当				住宅手当			
	家族手当				家族手当				家族手当			

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
2 ()内は、相対変動率について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細					
区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

備考 1 増減総額の金額は、(1)「総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。
2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の集計等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況					
ア 職員1人当たり給を					
区 分	分	何々職	何々職		
年 月 日現在	平均給料月額(円)				
	平均給与月額(円)				
	平均年齢(歳)				
年 月 日現在	平均給料月額(円)				
	平均給与月額(円)				
	平均年齢(歳)				

イ 初任給

ウ 職別職員数					
区 分	何々職			何々職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)
年 月 日現在	何 級	()	()	何 級	()
	何 級	()	()	何 級	()
	計	()	()	計	()
年 月 日現在	何 級	()	()	何 級	()
	何 級	()	()	何 級	()
	計	()	()	計	()
(職別の基準となる職務)					
区 分	何	級	何	級	
何々職					

エ 昇給					
区 分	合 計	代 表 的 な 職 種			
		何々職	何々職		
本年度	職 員 数(A)(人)				
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	2号給(A)				
	4号給(A)				
	6号給(A)				
	8号給(A)				
	何号給(A)				
前年度	比 率(B)÷(A) (%)				
	職 員 数(A)(人)				
	昇給に係る職員数(B)(人)				
	2号給(A)				
	4号給(A)				
	6号給(A)				
	8号給(A)				
年度	何号給(A)				
	比 率(B)÷(A) (%)				

オ 期末手当・勤続手当					
区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月 分)	職制上の昇進、職務の級等 による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	()	()	()		
前年度	()	()	()		
国の制度	()	()	()		

カ 定年退職及び定年退職退職に係る退職手当					
区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 (月分)	その他の加算措置 等
支給率等					
国の制度 (支給率等)					

キ 退職手当					
支給対象年度					
支給率 (%)					
支給対象職員数 (人)					
国の指定基準に基づく 支給率(%)					

タ 特殊勤務手当				
区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		何々職	何々職	
給料総額に占める比率(%)				
支給対象職員の比率(%) (年月日現在)				
代表的な特殊勤務手当の名称				
ケ その他の手当				
区 分	国の制度との異同		差 異 の 内 容	
扶養手当				
住居手当				
通勤手当				

備考 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給」及び「ク 特殊勤務手当」の何々職の区分は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算編製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算編製時の数値により、それぞれ作成すること。
3 「ア 職員1人あたり給与」は、臨時労働職員以外の職員について作成すること。
4 「ア 職員1人あたり給与」の平均給与月額に、期末手当、勤続手当、退職手当及び専任手当を除いて算定すること。
5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
6 「ウ 級別職員数」()内には、臨時労働職員について外書きすること。

7 「ウ 級別職員数」の「(級別の基準となる職種)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
8 「エ 昇給」の職員数には、臨時労働職員以外の職員数を記載すること。
9 「オ 期末手当・勤続手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期間(支給率)及び支給率計算には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄()内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
10 「キ 地域手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の指定基準に基づく支給率の区分により分別して記載すること。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査

款 項	事 業 名	全 体 計 画										前年度末までの支出額	前年度末までの支出額 〔見込〕	当年度支出予定額	当年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に占める割合率	
		年度	前割額	左 の 財 源 内 訳					一般財源	国(都道府県)支出金	地方債							その他
				特定財源														
				千円	千円	千円	千円	千円										
1 何々	1 何々																%	
		計																
2 何々	1 何々																	
		計																

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期間	金 額	期間	金 額	国(都道府県)支出金	地方債	その他	一般財源	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

備考 限度額の金額表示の図表なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込分		当該年度末 現 在 高 見 込 額
			当該年度中 増 減 見 込 額	当該年度中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債		千円	千円	千円	千円
(1) 土 林 水	木				
(2) 農 林 水	産 青				
(3) 教 育 住	宅				
(4) 公 営	々				
(5) 何					
2 災 害 復 旧 債					
(1) 土 林 水	産 青				
(2) 農 林 水	宅				
(3) 教 育 住	宅				
(4) 公 営	々				
(5) 何					
3 そ の 他					
(1) 転 入 貸 借	債				
(2) 退 入 欠 かん 債	借				
(3) 退 職 手 当 償 還	債				
(4) 何					
(5) 合 計					

継続費繰越計算書様式(第十五条の三関係)

[illegible]

請求費精算報告書様式(第十五条の三関係)

[illegible]

繰上明許費繰上計算書様式(第十五条の四関係)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財産内訳		
					未収入特定財産	既収入特定財産	一般財産
1 何々	1 何々			円	円	円	円
2 何々	1 何々						

備考 水収入特定財源の欄には、固定水決額及び固定決水収入額を記載すること。

事故繰越し繰越計算書様式(第十五条の五関係)

何年度(普通地方公共団体名)事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	繰越額	左の財源内訳		説明
				支出済額	支出未済額			特定財源	一般財源	
1	何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円
2	何々	1 何々								

何年何月何日提出
(何郡(連府県)知事)(何郡(連府県)何市(町村)長)氏 名

備考 説明の欄には、事故繰越しの理由を記載すること。

決算の調製の様式(第十六条関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算書

歳入		款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	何々			円	円	円	円	円	円
		1	何々						
		2	何々						
2	何々								
		1	何々						
		2	何々						
歳入合計									

歳出		款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	何々			円	円		円	円
		1	何々					
		2	何々					
2	何々							
		1	何々					
		2	何々					
歳出合計								

歳入歳出引当額
うち基金繰入額
又は
歳入歳出引当額不足額
このため翌年度歳入繰上充用金

何年何月何日提出
(何郡(連府県)知事)(何郡(連府県)何市(町村)長)氏 名

歳入歳出決算事項別明細書様式(第十六条の二関係)

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算事項別明細書

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考	
			当初予算額	補正予算額	繰越事業費及び繰越事業費繰越財源充当額		繰越金計						
					円	円		円	円	区分	金額		円
1	何々												
		1	何々										
			1	何々									
2	何々												
		1	何々										
			1	何々									
歳入合計													

備考 歳入の予算現額のうち繰越事業費及び繰越事業費繰越財源充当額については、未収入特定財源を当該特定財源の科目の項の当該欄にその他繰越金の項の当該欄に記載すること。

出

款	項	目	予 算 現 額							計	支出済額	翌年度繰越額				不用額	備 考	
			当初予算額	繰上予算額	繰越事業費繰越財源充当額		予備費支出及び成用増減		計			節 路	繰越事業費繰越額	繰越事業費繰越額	事故繰越し			
					円	円	円	円							円			円
1	何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	1	何々																
		1	何々															
2	何々								何々									
	1	何々																
		1	何々															
歳 出 合 計																		

備考 前年度からの繰越事業費について不用額を生じたときは、その旨備考欄に記載しなければならない。

実質収支に関する調査様式(第十六条の二関係)

区 分		金 額
1 歳 入 総 額		千円
2 歳 出 総 額		
3 歳 入 歳 出 差 引 額		
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繰越費途次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

財産に関する調査様式(第十六条の二関係)

財 産 に 関 す る 調 査

1 公有財産

【目】土地及び建物

区 分	土地（地籍）	面 積				価 値			
		所有	管理	共有	指定	所有	管理	共有	指定
		坪	坪	坪	坪	円	円	円	円
全 計	敷地面積								
	建物面積								
其 他	1 敷地面積								
	2 建物面積								
	3 所有権								
	4 管理権								
	5 共有権								
	6 指定権								
	7 所有権								
	8 管理権								
	9 共有権								
	10 指定権								

備考 1 この調査は、一般に、当該財産及び管理権に区分して行なうこと。以下同様のことについて、同様に。

2 建物及び権利より、所有権の取得並びに所有権の移転については、この調査に記載すること。なお、権利の取得については、この調査に記載すること。

【目】土地

土地の種類	区分	面 積				価 値			
		所有	管理	共有	指定	所有	管理	共有	指定
1 敷地面積									
2 建物面積									
3 所有権									
4 管理権									
5 共有権									
6 指定権									

備考 面積の欄には、土地の種類別区分に区分する土地の面積を記載すること。

(7) 敷 地

区 分	前年度末現在高	前年度末中絶減高	前年度末現在高
全 計			
1 敷地面積			
2 建物面積			
3 所有権			
4 管理権			
5 共有権			
6 指定権			
7 所有権			
8 管理権			
9 共有権			
10 指定権			
11 所有権			
12 管理権			
13 共有権			
14 指定権			
15 所有権			
16 管理権			
17 共有権			
18 指定権			
19 所有権			
20 管理権			
21 共有権			
22 指定権			
23 所有権			
24 管理権			
25 共有権			
26 指定権			
27 所有権			
28 管理権			
29 共有権			
30 指定権			
31 所有権			
32 管理権			
33 共有権			
34 指定権			
35 所有権			
36 管理権			
37 共有権			
38 指定権			
39 所有権			
40 管理権			
41 共有権			
42 指定権			
43 所有権			
44 管理権			
45 共有権			
46 指定権			
47 所有権			
48 管理権			
49 共有権			
50 指定権			
51 所有権			
52 管理権			
53 共有権			
54 指定権			
55 所有権			
56 管理権			
57 共有権			
58 指定権			
59 所有権			
60 管理権			
61 共有権			
62 指定権			
63 所有権			
64 管理権			
65 共有権			
66 指定権			
67 所有権			
68 管理権			
69 共有権			
70 指定権			
71 所有権			
72 管理権			
73 共有権			
74 指定権			
75 所有権			
76 管理権			
77 共有権			
78 指定権			
79 所有権			
80 管理権			
81 共有権			
82 指定権			
83 所有権			
84 管理権			
85 共有権			
86 指定権			
87 所有権			
88 管理権			
89 共有権			
90 指定権			
91 所有権			
92 管理権			
93 共有権			
94 指定権			
95 所有権			
96 管理権			
97 共有権			
98 指定権			
99 所有権			
100 管理権			

(7) 出賃による関係

区 分	前年度末現在高	前年度末中絶減高	前年度末現在高
全 計			
1 出賃による関係			
2 出賃による関係			
3 出賃による関係			
4 出賃による関係			
5 出賃による関係			
6 出賃による関係			
7 出賃による関係			
8 出賃による関係			
9 出賃による関係			
10 出賃による関係			
11 出賃による関係			
12 出賃による関係			
13 出賃による関係			
14 出賃による関係			
15 出賃による関係			
16 出賃による関係			
17 出賃による関係			
18 出賃による関係			
19 出賃による関係			
20 出賃による関係			
21 出賃による関係			
22 出賃による関係			
23 出賃による関係			
24 出賃による関係			
25 出賃による関係			
26 出賃による関係			
27 出賃による関係			
28 出賃による関係			
29 出賃による関係			
30 出賃による関係			
31 出賃による関係			
32 出賃による関係			
33 出賃による関係			
34 出賃による関係			
35 出賃による関係			
36 出賃による関係			
37 出賃による関係			
38 出賃による関係			
39 出賃による関係			
40 出賃による関係			
41 出賃による関係			
42 出賃による関係			
43 出賃による関係			
44 出賃による関係			
45 出賃による関係			
46 出賃による関係			
47 出賃による関係			
48 出賃による関係			
49 出賃による関係			
50 出賃による関係			
51 出賃による関係			
52 出賃による関係			
53 出賃による関係			
54 出賃による関係			
55 出賃による関係			
56 出賃による関係			
57 出賃による関係			
58 出賃による関係			
59 出賃による関係			
60 出賃による関係			
61 出賃による関係			
62 出賃による関係			
63 出賃による関係			
64 出賃による関係			
65 出賃による関係			
66 出賃による関係			
67 出賃による関係			
68 出賃による関係			
69 出賃による関係			
70 出賃による関係			
71 出賃による関係			
72 出賃による関係			
73 出賃による関係			
74 出賃による関係			
75 出賃による関係			
76 出賃による関係			
77 出賃による関係			
78 出賃による関係			
79 出賃による関係			
80 出賃による関係			
81 出賃による関係			
82 出賃による関係			
83 出賃による関係			
84 出賃による関係			
85 出賃による関係			
86 出賃による関係			
87 出賃による関係			
88 出賃による関係			
89 出賃による関係			
90 出賃による関係			
91 出賃による関係			
92 出賃による関係			
93 出賃による関係			
94 出賃による関係			
95 出賃による関係			
96 出賃による関係			
97 出賃による関係			
98 出賃による関係			
99 出賃による関係			
100 出賃による関係			

備考 この調査は、出賃の関係を記載すること。

申請書様式（第十八条の二関係）

台帳様式（第二十一条関係）

第2章 第1節 法人の代表	第4回 第4科目
会社法(村)において	第4回 第4科目
可決取締役が、 会社として行うべき可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所 可決よりなる可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所	可決取締役が、 会社として行うべき可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所 可決よりなる可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所
可 決 者	可 決 者
第4回 第4科目第2回の第4科目の規定により、可決の事務を受けしので、	第4回 第4科目第2回の第4科目の規定により、可決の事務を受けしので、
① 可決取締役が、可決取締役又は可決よりなる可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 ② 可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所	① 可決取締役が、可決取締役又は可決よりなる可決取締役の 職務及び主たる事務の所在地 ② 可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地 名 所 代表者の氏名及び住所 氏 名 住所
可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所	可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地	可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所	可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地	可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所	可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地	可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所	可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地	可決よりなる可決取締役の職務及び主たる事務の所在地
可 決 者	可 決 者
可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所	可決よりなる可決取締役の代表者の氏名及び住所

[illegible]

名称等欄	丁
------	---

申請書様式（第二十二条関係）

届出書様式（第二十二条の二の三関係）

届出書様式（第二十二条の二の三関係）

届出年月日届出

届出(市) (村) 長あて

認可可能建設団体の
名称および主たる事務所の所在地
氏 名
所 在 地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認可可能建設団体の
名称および主たる事務所の所在地
氏 名
所 在 地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

合併に係る賛成者等選定終了届出書

地方自治法第249条の4第2項に第249条の4第1項及び第2項の規定による承認が終了したので、同条第3項の規定により、届出書類を添えて届け出ます。

(添付書類)
・ 地方自治法第249条の4第2項の規定による住所及び賛成をしたこと並びに賛成を述べた賛成者があるときは、同法第249条の4第2項の規定によりその賛成者に対し申請し、詳しくは附属の図表を供し、又はその賛成者に申請を受けさせることを目的として附属の図表を提出したること又は合併してもその賛成者を要するおそれがないことを認める書類

申請書様式（第二十二条の二の五関係）

申請書様式（第二十二条の二の五関係）

届出年月日届出

届出(市) (村) 長あて

認可可能建設団体の名称及び主たる事務所の所在地
氏 名
所 在 地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記簿記載に係る公告申請書

地方自治法第249条の4第2項の規定により、当該認可可能建設団体の所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記を行うため公告をしようとして、当該書類を添えて申請します。

○ 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項

区 画	地 区	面 積	所 在 地
・土地			
地 区	面 積	所 在 地	

・ 登記期間所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は住所及び住所
氏名又は住所
住 所

(添付書類)
1 申請不動産の登記事項証明書
2 申請不動産に關し、地方自治法第249条の4第2項に規定する申請をすることについて関係が関係したことを証明する書類
3 申請者が代表者であることを証明する書類
4 地方自治法第249条の4第2項各号に掲げる事項を説明するに足りる資料

申出書様式（第二十二条の三関係）

申出書様式（第二十二条の三関係）

届出年月日届出

届出(市) (村) 長あて

賛成を述べらる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記簿記載に係る賛成申請書

地方自治法第249条の4第2項の規定による公告に基づき、賛成申請を求めらる申請を行った認可可能建設団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり賛成を述べらる、申し出ます。

○ 1 公告に関する事項
(1) 申請を行なった認可可能建設団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

区 画	地 区	面 積	所 在 地
・土地			
地 区	面 積	所 在 地	

・ 登記期間所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は住所及び住所
氏名又は住所
住 所

(2) 公告期間
2 賛成を述べらる登記事項証明書
(1) 申請不動産の登記簿所有者又は所有権の登記名義人
(2) 申請不動産の登記簿所有者又は所有権の登記名義人の相続人
(3) 申請不動産の所有権を有することを証明する者
3 賛成の内容(賛成を述べらる理由等)

(添付書類)
(1) 申請を行なった認可可能建設団体の名称
(2) 登記簿の写し
(3) その他公告付託が必要となる書類
(注) この賛成申請書に添付された事項については、その後の投票開票での開票等と関係にしないため認可可能建設団体に通知されません。

情報提供様式（第二十二条の四関係）

情報提供様式（第二十二条の四関係）

届 出 年 月 日
届出年月日届出

(申請団体の) 届中
認可可能建設団体の名称及び主たる事務所の所在地
氏 名
所 在 地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

届出(市) (村) 長

公告結果(承認)の情報提供について

地方自治法第249条の4第2項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった承認申請については、関係事項の登記による公告を行った結果、関係事項の承認が関係期間内に賛成を述べたため、関係事項の規定により、当該認可可能建設団体の所有権の保存又は移転の登記をすることについて関係期間中の承認があったものとみなすこととなりましたので、関係事項に規定する情報を提供します。

1 公告に関する事項
(1) 申請を行なった認可可能建設団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

区 画	地 区	面 積	所 在 地
・土地			
地 区	面 積	所 在 地	

・ 登記期間所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は住所及び住所
氏名又は住所
住 所

(3) 公告期間
2 公告の結果
1の公告については、1(3)の公告期間内に賛成の申請はありませんでした。

通知書様式（第二十二条の五関係）

第 1 頁

宛先住所何号

(申請団体) 欄中
認可組織団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

別添(第1)頁(別添)

公告結果(議決申出あり)通知書

地方自治法第208条の4第4項の規定により、第 1 頁 右付記文書をもって申請
のあった不審疑については、同条第5項の規定により公告をした結果、該認可組織等
による異議の申出がありませんたことを、同条第6項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可組織団体の名称

(2) 申請不審疑に関する事項

・建物

名 称 地 区 部 署 部 位 部

1. 住所

地 区 部 署 部 位 部

・登記簿所有者 又は所有権の登記及譲入の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(3) 公告期間

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等